

●香川県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年3月29日から同年4月19日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市財田町財田中字辻堂 3617番地先から 三豊市財田町財田中字辻堂 3613番6地先まで	11.2~20.2	57	平成元年香川県告示第171号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年3月29日